

令和7年度 第2回富山県最低賃金専門部会議事録

1. 日 時

令和7年8月7日（木） 13:30～:16:30

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員 両角部会長、柳原部会長代理
労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員
使用者代表委員 寺山委員、広上委員、野中委員
事務局 倉重労働基準部長、成田賃金室長、山田賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (2) 労使各側の基本的主張について
- (3) 金額審議
- (4) その他

5. 資 料

別添のとおり

6. 議事内容

〔山田賃金室長補佐〕 定刻となりましたので、第2回富山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、公益代表の吉田委員が御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を両角部会長にお願いいたします。

〔両角部会長〕 それでは、令和7年度第2回富山県最低賃金専門部会の議事に入ります。

全会一致での結論を目指し、合意形成に向け御協力をお願いします。

なお、第1回専門部会でお示ししたとおり、公労使三者での審議・議事録は公開とします。また、公労・公使での二者審議は非公開とします。

まず、議事1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について事務局から説明をお願いします。

〔成田賃金室長〕 賃金室長の成田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、8月4日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣あてに答申がありましたので伝達させていただきます。

資料No.1を御覧ください。

こちらに答申文をお付けしております。また、右下に通し番号を付けております。日付、宛名などは割愛しまして、記の1から御説明いたします。

記1には、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

記2には、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする、とあります。

それでは、通し番号3ページ、右上に別紙1と記載されている公益委員見解を御覧ください。

1項目には、引上げ額の目安が記載されております。

富山はBランクに区分されておりますので、引上げ額の目安は、63円です。

続いて、その下の2(1)を御覧ください。概略を説明いたします。

2(1)のア、イ、ウの順に、いわゆる3要素を各検討した結果と目安額の考え方が示されています。説明の便宜上、丸数字で段落番号を付けております。

まず、アの生計費についてです。1段落目を見ますと、消費者物価指数では持家の帰属家賃を除く総合は、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均3.9%で対前年同期3.2%から引き続き高い水準となっているとあります。

めくりまして2段落目に行きますと、生活必需品を含む頻繁に購入する品目の指標については、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均4.2%で対前年同期5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっているとあります。

3段落目では、持家の帰属家賃を除く総合指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与度が全体の約7割を占めている。

また、エンゲル係数については、最低賃金に近い水準の労働者の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループでは27.5%と高い水準になっているとし、生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるとあります。

4段落目を飛ばして、次の5段落目では、食料について見ると、令和6年10月から令和7年6月までの期間は平均6.4%で、前年同期の5.5%に続き、高い水準となっているとあります。

6段落目では食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品を含む指標である基礎的支出項目については、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均5.0%で、前年同期の2.9%に比べ高い上昇率となっているとあります。

7段落目では次のページにかけまして、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される1か月に1回程度購入する品目については、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均6.7%で、前年同期の1.1%から大幅に高い水準で推移しているとあります。

8段落目では、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、生活必需品を含む項目のウエイ

トが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられるとあります。

9段落目ではこうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金近傍の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の持家の帰属家賃を除く総合が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要があると締めくくっています。

次にイの賃金についてです。1段落目では、連合による春季賃上げ集計結果で、全体で5.25%、中小企業でも4.65%、有期・短時間・契約等労働者の引上げ率も5.81%と高水準であり、いずれの数字も上昇傾向で推移しているとしています。

2段落目では、経団連による春季賃上げ集計結果では、大手企業5.38%、中小企業でも4.35%といずれも高水準で推移しているとしています。

3段落目では、日商による中小企業の賃金改定調査では正社員の結果は全体で4.03%、20人以下の企業で3.54%、またパート・アルバイトの結果は全体で4.21%、いずれも昨年から大幅な上昇を見せ、20人以下の企業のパート・アルバイトでは、3.30%と2年連続3%超えとなっているとしています。

4段落目では、賃金改定状況調査の結果、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.5%、ページめくりまして、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.2%と、いずれも昨年の結果を上回ったとあります。

5段落目では、今ほど申し上げた各種調査の結果を踏まえて、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られると締めくくっています。

最後、6段落目ではEU指令における最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標や欧州各国の最低賃金の水準を引き合いにし、これらに比べ我が国の最低賃金が低い水準となっていることに言及しています。しかしながら、我が国と欧州では制度・雇用慣行に異なる点があることなどから、EU指令の取扱いについては、今後の検討課題であるとしています。

続いてウの通常の事業の賃金支払能力についてです。

1段落目では、通常の事業の賃金支払能力については、これまで業況の厳しい産業・企業のみを見て議論することなく、統計資料を基に議論したとされています。

2段落目では、令和5年度の経常利益は資本金1,000万以上で11.3%、未満で28.8%の増加となっているとし、売上高経常利益率については、資本金1,000万以上で、令和6年は6から10%程度で推移し、令和7年第1四半期は7.0%と安定して改善傾向にあるとしています。

3段落目では、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は4.9%増加、令和4年度は2.2%増加、令和5年度は4.7%増加と、足下で改善の傾向にあるとしています。

その一方、4段落目では、資料めくりしました冒頭で、労働分配率は足下で低下の傾向にあるとしています。令和3年度で2.6ポイント低下、令和4年度で2.4ポイント低下、令和5年度は65.1%となっている。企業規模が小さいほど労働分配率は高いが、資本金1,000万円未満においても足下で令和4年度から4.6ポイント低下している状況にあるとしてい

ます。

5 段落目では、日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業の開きについて、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にあるとしています。

6 段落目から 9 段落目にかけて価格転嫁に関する中小企業庁のフォローアップ調査結果について触れています。この調査は、令和 6 年 9 月の調査結果と令和 7 年 3 月の調査結果を比較して、価格転嫁に係る状況変化を見たものになります。

6 段落目では、価格交渉が行われた割合は 89.2%へと 3 ポイント増加し、行われなかった割合は 10.8%と 3 ポイント減少したが、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割あるとしています。

7 段落目では、労務費に係る価格交渉の状況は、価格交渉が行われた企業の 73.2%で労務費についても交渉を実施し、交渉できなかった割合は減少したとしています。

8 段落目では、コスト全体の価格転嫁率は 3 ポイント増加し 52.4%となった。一部でも価格転嫁できた割合は 3 ポイント増加し 83.1%となり、転嫁できなかった、マイナスとなった割合は減少するなど価格転嫁の状況は改善しているが、1 から 3 割しか価格転嫁できなかった企業の割合は 25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は 15.8%と、引き続き二極分離の状態にあるとしています。

9 段落目では、労務費の転嫁率は、4 ポイント上昇し 48.6%となったが、原材料費の転嫁率 54.5%と比較して低い水準にあるとしています。

10 段落目では、倒産件数は令和 4 年から 3 年連続で増加し、直近の令和 6 年では 10,006 件となっている。一方、令和 7 年 1 から 6 月のインフレ倒産については 449 件で、過去最多を記録した昨年から減少しているとしています。

資料めぐりまして、11 段落目。第 4 表における賃金上昇率は、企業の賃金支払能力等も勘案した結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要があるとしています。

こうしたことを背景に、その次のエには目安額を導くに当たって着目した点に関する記述がなされています。

エの 1 段落目から 4 段落目は飛ばしまして、下から 2 行目の 5 段落目では次のページにかけて、①労働者の生計費について、消費者物価指数は平均 3.9%と昨年に引き続き高い水準にあること、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も 4.2%から 6.7%の高い水準となっていることが述べられています。

6 段落目では、②として賃金について、春季賃上げ妥結状況は全体で 5%台、有期・短時間・契約等労働者についても 5%台後半、第 4 表における賃金上昇率は①②で 2.5%、継続雇用に限った③で 3.2%といずれも昨年を上回る水準となっていることが述べられています。

7 段落目では、③として賃金支払能力について、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気・企業の利益において改善の傾向にあるとしています。

少し飛ばして、9 段落目から 11 段落目の各段落では要旨として以下のことが述べられて

います。

しかし、賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられること。さらに、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性があること。そうした中で、最低賃金は、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられることとしています。

そして、12 段落目ですがこれらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目したとし、次の 13 段落で最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第 1 条にも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては全国加重平均 6.0% (63 円) を基準として検討することが適当であると考えられるとしています。

資料めぐりまして、15 段落目と 16 段落目で、消費者物価指数の対前年上昇率及び第 4 表の賃金上昇率の双方において、A・B ランクより C ランクが高く、雇用情勢では B・C ランクが相対的に良い状況にあることから、A・B ランクを 63 円、C ランクを 64 円とするという考え方が示されています。

続いて、オに政府に対する要望が記載されていますが、この後触れます答申本文と重複しますので省略させていただきます。

また、カ以降については昨年と大きな違いはないため省略させていただきます。

通し番号 14 ページを御覧ください。別紙 2 の目安に関する小委員会報告についてごく簡単に説明いたします。

1 のはじめには飛ばして、その次の 2 の労働者側見解では、目安小委員会で主張された労働者側の見解について記載されています。最低賃金法第 1 条を踏まえた審議を進める必要があること、地域別最低賃金を労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があること、目安額の妥当性と納得性を高めること、最低賃金引上げの雇用情勢への影響は限定的であることなどを主張したが、公益見解については労働者側の主張が十分に反映されず不満の意を表明したとのことであります。

通し番号 15 ページ、3 の使用者側見解では、最低賃金引上げの必要性は十分認識しているが、物価・人件費を満足に価格転嫁できない状況で、最低賃金の過度な引上げは経営をより一層圧迫しかねないこと。3 要素のうち通常の事業の賃金支払能力に重きを置き、賃金改定状況調査結果の第 4 表の賃金上昇率を重視して議論を重ねるべきこと、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示が求められ、3 要素のデータを丁寧かつバランスよく見るべきこと。地域別最低賃金の発効日については、各地方最低賃金審議会が実態に即して決定することが望ましいことなどを主張したが、公益見解については十分に反映されず不満の意を表明したとのことであります。

4 以下は省略いたします。通し番号 19 ページ以降は公益委員見解と重複するので説明を省略し、また、通し番号 30 ページ以降も、公益委員見解を取りまとめる際の参照データですが、説明は省略いたします。

それでは、御覧いただいている資料 No. 1 の 1 枚目、答申文の本文にお戻りください。

先ほど記の 2 まで説明しまして、次の 3 の説明は省略いたします。

4以降は政府への要望が記載されています。

要望内容といたしましては、4では、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上、官公需における対応、価格転嫁対策の徹底など賃上げ原資の確保につなげる取組み。

5では、業務改善助成金の充実、キャリアアップ助成金など各種助成金における賃上げ加算の充実。

6では、ページを跨ぎまして、中小企業・小規模事業者の賃金向上促進5か年計画の着実な実行。

7では、税制優遇などインセンティブ制度を通じた中小企業・小規模事業者の後押し。

8では、中小企業・小規模事業者の生産性向上と、地域経済の好循環。

9では、以上の施策の周知と運用の改善。

10では、価格転嫁対策として、公正取引委員会の体制強化、行政の連携強化。

11では、価格転嫁に関し省庁横断的な執行体制の強化、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、サプライチェーンの深い層までの労務費転嫁指針の遵守・徹底の確認。

12では、消費者に対して転嫁に理解を求めること。

13では、年収の壁対策として年収の壁・支援強化パッケージの活用促進、行政機関が民間委託する場合、最低賃金改定により履行確保に支障が生じないように配慮すること。

政府への要望事項は以上となります。

以上、駆け足ではございますが、中央最低賃金審議会の答申について御説明いたしました。目安の伝達は以上です。

〔両角部会長〕 ただ今の事務局からの説明につきまして、御質問はありますでしょうか。

〔労使各側委員〕 特にありません。

〔両角部会長〕 それでは、議事2の労使各側の基本的主張に入ります。

これより労使各側から、今年度の地域別最低賃金改定に係る基本的主張をお伺いしたいと存じます。

まず、労働者側からお願いします。

〔石田委員〕 私のほうから今年度の地域別最低賃金の改正に係る労働者側の基本的主張を行いたいと思います。

まず、本年度の審議に対する基本的な考え方について述べます。中央最低賃金審議会は、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安の審議においてAランク63円、Bランク63円、Cランク64円を示しました。過去最大の引上げ幅の目安を導き出した審議の過程には、3要素の他に地域間格差、政府支援策等に関しても幅広く議論が交わされる中で、特に生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に着目し、最低賃金近傍で働く者の生活改善を図るべく水準について真摯に議論を重ね、結審に至ったものと考えています。

このような中、本年度の富山県最低賃金改正の審議を進めることとなりますが、最低賃金引上げへの県民の注目度は昨年以上に高くなっています。あらゆるモノやサービス等の価格高騰が続く環境下で暮らしの厳しさは増しております。とりわけ、コメを含む食料品

や電気代などの上昇で生活が特に苦しくなっている最低賃金近傍で働く者を守る観点から最低賃金のさらなる引上げがなくてはなりません。

あわせて、富山県の最低賃金の水準を考える上では、全国平均や都市部との金額差にも着目していく必要があると考えております。最低賃金の地域間格差は、県民が敏感に注視している面があり、その縮小を進める結論を見出したいと考えます。

ついては、取り巻く環境を踏まえて、労働者を代表する立場から次の具体的な主張点をもって、富山県の最低賃金の引上げ改定にあたってまいりたいと思います。

まず一つ目の主張点は、暮らし向きは昨年以上に厳しいということ。最低賃金近傍で働く労働者の生活の維持・向上を図るため、最低賃金の絶対水準を確保する必要があるといった点です。富山市の消費者物価指数の推移は、令和4年から上昇基調をたどり、全国値を上回って推移しています。地域別最低賃金の改正があった昨年の10月以降では、前年同月比でおおよそ3%台の高水準の上昇が続いています。特に穀類をはじめとする食料の上昇が大きくなっており、昨今のエンゲル係数の上昇傾向とあわせて、家計への影響が増大しているということがよく分かります。

連合では、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を都道府県別に試算しています。昨年の再調査により算出した富山県のリビングウェイジは、単身世帯で前年の時間額1,060円から70円アップの時間額1,130円としております。現行の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄えていないと私たちは考えております。

今年度の最低賃金の引上げにあたっては、働く者・生活者のセーフティネット機能を果たすとともに、暮らしの安心・安定が見込める絶対水準の確保が必要であり、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした最低賃金法第1条に示された目的を果たすべく対応を図っていかねばなりません。

主張点の二つ目は最低賃金の引上げ幅については、昨年を上回る高水準の賃上げ状況とともに、地域間格差是正分を反映する必要があるといった点です。

本年の連合富山の春季生活闘争では、1992年以来の高水準で賃上げを実現した昨年の結果をさらに上回る状況となっています。

連合富山が7月23日に行った回答集計の最新の状況では、定期昇給とベースアップを含めて、全体の加重平均で14,312円、時間額換算86.7円、率にしても5.22%の上昇となり、昨年を上回る結果が出ております。県内の賃上げの流れは、労働組合のない職場でも広がってきたと認識をしておりますが、最低賃金近傍で働く者にも確実に行き届かせる必要があり、高水準の賃上げ状況を最低賃金にも反映させることが必要と考えます。

あわせて、最低賃金の引上げには、全国平均や都市部との額差縮小に向けた地域の自主性の発揮を標ぼうしたいと考えます。地域間額差の固定化、あるいは拡大は、都市部等への労働力の流出とともに県内の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさを助長するものとして是正が必要だと考えております。このことは昨年の改正後の富山県議会で決議された最低賃金のさらなる引上げと中小企業支援拡充を求める意見書でも中心的にうたわれた内容で、地域間格差是正といった点の共通認識を図った上で、本年度の改正で前進させたいという思いがあります。

主張点の三つ目は、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現性を高めるための環境整備

を一層進めなければならないということです。

中小企業・小規模事業者において賃上げ実現性をさらに高めるためには、より広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、その環境整備を進めなければなりません。

連合富山が2～3月に行った中小企業への訪問活動では、賃上げ環境整備に関して取引先に値上げ交渉するための説明資料を作成する時間が取れない、国や自治体の支援制度を申請する資料作成は自社では困難である、補助金制度の前提条件が厳しくて使えない等とした声が多く聞かれました。このような状況では、労働者を守る大事なセーフティネットとしての最低賃金の持続可能な引上げの実現を担保できません。

したがって、賃上げ環境整備に向けた各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進等について、関係者が連携・協力し働きかけを一層強めていく必要があると思います。

以上により、今年度の審議に臨んでいきたいと思いますが、公益側・使用者側の委員の皆さまと議論を尽くし、生活を支える最低賃金のあるべき水準への引上げの改定とともに、例年より審議に遅れを取っておりますので、速やかに改正内容が多くの方に行き届くように早期発効を目指していきたいと考えております。

以上、労働者側を代表しての基本的主張を述べさせていただきます。

〔両角部会長〕 ありがとうございます。

続きまして、使用者側からの主張をお願いします。

〔寺山委員〕 私のほうから主張を述べさせていただきます。はじめに、最低賃金を取り巻く大きな流れとして、先般閣議決定しました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版、そして中賃目安小委員会が示された富山が該当するBランク引上げ額目安 63 円、改定率 6.31%、さらには昨年度の最賃審議を振り返りコメントをさせていただきます。

まず、政府の実行計画 2025 年改訂版を見てみますと、例えば最低賃金については適切な価格転嫁と生産性向上により影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を5年間で集中的に実施すると明記されています。これは今後5年間で最低賃金を1.5倍にする政府目標であり、そのためには、毎年7.3%の引上げが必要となります。引上げには目標は必要ですが、その数字の根拠や達成時期については、明確な説明がありません。

また、政府目標も当初は2030年代半ばでしたが、前倒しとなり2020年代と早まっています。これでは企業経営者としては経営の予見性が非常に失われ戸惑うばかりです。

一方で政府は名目GDPを今後15年間で1.5倍にし、年率では2.8%増にする方針を打ち出されています。もちろん単純比較はできませんが、名目GDPが15年間で5割増しなのに、どうして最低賃金が5年間で5割増しなのかについては不透明であり、最賃を短期間で1.5倍にする目標は明らかに高いハードルです。そのため、政府の表現は、昨年よりもさらに一歩踏み込んだ表現とされています。

昨年の表現は、達成出来るように官民連携して努力することの文面が、今年は達成でき

るように官民５年間で集中的に実施することと引上げ圧力を強めた表現となっています。もちろん、チャレンジしていかなければならないことは理解しています。

加えて一番驚いたのが、中央の目安を超える最低賃金の引上げが地方審議会で行われた場合には、特別な対応として政府の補助金による重点的な支援を行うこととするとあり、ある意味、なりふり構わず地方審議会を軽視しているとも受け取れる表現になっています。

こうした方針は、労使とも共通認識である最低賃金の地域間格差の是正に逆行した最賃引上げ競争を加熱させ、地方経済の実態から逸脱させるような方針には大変違和感を覚えるを得ません。

今後、米国関税が直接的・間接的な影響も含め、中小企業の多くは厳しい経営状況の中、防衛的な賃上げを実施していますが、持続的な賃上げには原資が必要ですし、労務費を含めた価格転嫁が必須であり、そういった点では最低賃金も同じだと思っています。

ぜひ政府には安心して賃上げに取り組める環境整備として、一時的な補助金だけではなく、社会保険料の負担減や人材確保育成への支援など、持続的で実効性のある政策をお願いしたいと思います。

次に、中賃のＢランク引上げ目安額 63 円に関してですが、昨今の物価上昇から昨年に引き続き中央最低賃金審議会では、３要素の生計費に重きを置かれたのは理解ができます。しかし、消費者物価の用いる指標は過去との整合性から総合指数を基本として、食料などその他の指標はあくまで参考値とすべきところです。結果として今回中央最低賃金審議会では引上げ目安額に対し労使ともに納得していない引上げ目安額が地方に示されました。

この中賃の目安額は、全国のバランスを熟慮され、あくまで参考という位置づけとされています。引上げ額の決定には、地域のデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮し、公平に協議することと言われていますが、実際には各地方審議会では毎年度最高の引上げ額を更新し続けており、引上げ額の決定にあたっては３要素が参考程度とされ、中賃目安額を下限として議論するなど現在の目安制度は限界にきており、中央において制度見直しをお願いしたいと思います。

次に昨年度の審議を振り返ると、３要素の中でも昨年はとりわけ物価高騰による生計費の上昇が特に重視され、過去最高となる最低賃金大幅引上げとなりました。

この富山県でも目安額を下回ることなく、引上げ額 50 円、5.27%と過去最大の引上げとなりました。その結果、影響率は 19.4%に達し、日本商工会議所が本年 3 月に実施した中小企業向けの調査では、現在の最低賃金額を負担と感じる企業が 76.0%と前年からは 10.3 ポイント増加しています。また都市部と地方では、都市部に比べて地方が 9.6 ポイント負担増となり、地方にとっては大変深刻な状況となっています。

同じく政府目標とされている 2020 年代に全国加重平均 1,500 円についての問いに対し、対応不可能または対応は困難だと答えたところが 7 割強、74%になっています。また、仮に本年度 1,500 円に向けて 7.3%の引上げが実施された場合の企業への影響に対する回答は、収益悪化により事業継続が困難、廃業いわゆる休業等の検討をせざるを得ないの回答が、地方の小規模事業者では 2 割に達しています。次に中小企業では対応可能な引上げ水準の問いに対しては、３％程度までの引上げ率であれば約 7 割の企業がなんとかないと答えています。一方、政府が言う 7.3%の引上げ率に対して対応可能な企業は、わずか 1%にとどまっています。

使用者側としては、足元の物価上昇や人材確保・定着の観点からも最低賃金の引上げの必要性、さらには最低賃金の地域間格差の是正の観点も踏まえた検討を求められていることも認識しています。もちろん、政府の見解・実行計画は尊重しており配慮が求められていることも承知しています。

しかしながら、全ての企業に例外なく、かつ、罰則付きで適用される最低賃金、セーフティネットの引上げは、春季労使交渉などの各企業の企業努力・経営判断による賃金引上げとは全く意味合いが異なります。

先ほどの日商調査の回答結果でも明らかなのは、地方の特に中小企業では急激な最低賃金の引上げは廃業リスクが高まること、2大対策である価格転嫁も残念ながらなかなか浸透していない実態があり、生産性の向上については、政府から今後5年間で官民合わせて60兆円の投資拡大の目標を示されていますが、効果としてどこまで目標に近づくのか、具体的な施策が見えていないため、特に中小企業では不安を感じています。

こういった政策リスクともいえる状況の中、富山県最低賃金審議会としては、やはり最低賃金法第9条に明記されている地域別最低賃金の決定基準である3要素を十分考慮した審議を是非お願いしたいと思います。

これら3要素の足元の状況を見てみますと、生計費については全国6月の消費者物価指数は3.3%、富山市の6月は3.2%と引き続き高い水準で推移しています。使用者側としても、最低賃金近傍の給与で働く人の可処分所得に対する物価の影響については十分考慮すべきと考えています。

次に賃金については、経団連調査による中小企業の賃上げ率は4.35%、日商調査のパート・アルバイトの賃上げ額は時給で46.5円、賃上げ率4.21%、また20人以下の小規模事業者は賃上げ額は時給で37.4円、賃上げ率3.3%であり、小規模事業者ではより一層の支援や努力が求められているところです。中小企業の正社員の賃金引上げ率を見ると、全体では4.03%、前年比+0.41ポイント、小規模事業者では3.54%、前年比+0.20ポイントと賃上げの動きは着実に広がってきています。

しかしながら、今期賃上げが実施できた中小企業は約7割の69.6%であり、前年を4.7ポイント下回っています。小規模事業者は57.7%であり、前年から5.6ポイントも下がっています。

いわゆる業績は改善していないのに人手確保や物価高対応といった理由で防衛的賃上げを行った企業が約6割、賃上げを見送った企業の約6割の理由が売上の低迷と回答されています。これが実態となっています。そして企業の支払能力については、中小企業庁の中小企業景況調査によると2025年4月から6月期では、全産業の業況判断D.I.は▲16.3、残念ながら大幅な改善は見られず、原材料・商品仕入れ単価D.I.では70.8、前期比0.4ポイントで依然高い水準にあります。また、同時期の富山県の中小企業の業況判断D.I.でも全産業D.I.は▲17.5と全国と同様マイナス値であります。

同じく日商調査の中小企業の賃上げ率の分布では、5%以上の賃上げを行った企業が全体で約3割に達する一方、賃上げ率を全くしていない企業が0%、逆に賃下げをしている企業が約2割、企業の対応が大きく二極化している傾向が見られます。使用者側は最低賃金引上げに反対しているわけではありません。労使共通である雇用維持と事業継続を未来につないでいくためには、急激な最賃引上げは労使ともにリスクが大きく、準備期間が必

要であることを御理解いただきたいと思います。そのために最も重視しなければならないことは、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す賃金改定状況調査の結果、とりわけ第4表の賃金の上昇率を重視し、公益・労側の委員の皆様と中小企業の実態や地域経済の実情を踏まえ、慎重な審議をお願いしたいと思っております。

私からは、以上です。

〔両角部会長〕 ありがとうございます。労使双方から基本的主張をしていただきました。双方の主張を確認させていただきたいと存じます。

労働者側の主張は大きく3点でまとめていただきました。一つ目は、消費者物価指数の話で暮らし向きが非常に厳しいので、生活者の生活水準の維持・向上を重視してほしいという主張がありました。その主張の中で具体的には、富山市の消費者物価指数やエンゲル係数のお話もいただきましたし、連合調査のリビングウェイズという最低限の生活水準を維持するために必要な金額を御提示いただきました。

二つ目に重視されていたのは、地域間格差の是正の部分です。実際のところ全国平均や都市部の状況を見ると、富山県はどうかを注視する必要があるだろうと述べられていました。格差が固定化してしまうと、都市部など特に賃金の高い所へ人が流出してしまう可能性もあるだろうし、それが最終的には富山県の経済発展にもマイナスに影響する可能性を危惧するとの御説明をいただきました。格差是正の話の中では、連合富山の直近の賃上げ状況の数字などもあわせて説明いただき、労働組合がないところでも高い賃上げが少しずつ進んでいると、実際のデータで紹介いただきました。

三つ目は、日本全国でみると中小企業の比率が高いということ踏まえたお話だったと思いますが、中小企業が賃上げを実現するためには、支払能力のアップにつながる環境整備が必要であるということでした。実際、賃上げすることになれば、個々の企業ではその対応に非常に苦慮しており、賃上げに向けての支援策の活用状況はどうなっているのか、より推進させていくためにはどうしたらいいかを検証し、労使や関係者が連携を強めたほうがいいといったことであつたかと思えます。

最後にこの賃上げ改定がなされた場合には、早期に発効をしてほしいといった御希望だったかと思えます。

次に使用者側からの主張では、まず前年度の状況について使用者側の立場からの振り返りということでお話を伺いました。これまでの状況では、政府のグランドデザイン 2025 年改訂版や今回の目安がありますが、中小企業にとってみれば政府の進め方では対応が非常に難しく、賃上げが急激すぎるといったお話が最初にあつたかと思えます。

当初だと 2030 年代半ばまでに全国加重平均 1,500 円だったのが、前倒しになり 2020 年代になっている。その 2020 年代までに 1,500 円となると毎年 7.3% のアップで、企業にとって非常に辛い数字であるとのことでした。

一方で、名目 GDP の上昇についての目標値はあるけれども、その数値とこの最賃の引上げの目標のバランスが悪く、最賃の引上げ額のほうがあまりにも高すぎるのではないかという批判があつたかと思えます。

二つ目は、地方においてはいろいろと支援策が必要であるという話があつたかと思えます。また、これからトランプ関税の影響が出ることを危惧されるとの御指摘をいただきま

した。企業としては、安心して賃上げができる状況が必要で、一時的な支援策は必要とされるが、それとともに社会保険料を減額していくとか更に手厚い支援が必要といった御主張であったかと思います。

三つ目としては、これまでの進め方について、全国の状況を踏まえてと思いますが、目安が最初にありきで、目安額が最賃を決める最低額になってしまい、いかに上乘せするかについて地域間競争が起きる状況で、本来であれば3要素に即した議論をすべきところ、本来の趣旨と変わってきているのではないかという御説明がありました。

3要素に即して、生計費・賃金・支払能力の少し具体的な数字をお示しいただきながら御説明をいただきました。

生計費部分は労働者側の見方とかなり一致するお話でしたが、支払能力に関しては、日本商工会議所が行っている調査で見ると、賃上げの負担を感じている企業の割合が高いという状況が見えてきたとのことでした。賃上げが進んでいる状況に対して、中小企業・小規模事業者がどう感じているかの話では、かなりの企業が厳しさを実感していて、高い引上げでは場合によっては廃業を考えざるを得ないと考えている比率も高いというデータを示していただきました。

使用者側としては雇用維持と事業の継続の二つを重視して考えていきたい、最後に、賃金改定状況調査の第4表の数字を中心に考えていきたいというお話だったかと思います。

私のほうで、双方の主張をまとめて説明させていただきました。このような主張がなされたと認識しておりますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔両角部会長〕 それでは、今ほどの基本的主張を踏まえて、全体で意見交換を行いたいと存じます。基本的主張に加えて、景気状況、経営環境、賃金水準の動向等、御意見、補足などありましたら、お話していただければと思います。

まず、労働者側から伺います。

大森委員、いかがでしょうか。

〔大森委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 黒川委員、いかがでしょうか。

〔黒川委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 最後に石田委員、追加で何かございますか。

〔石田委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 次に使用者側に伺います。

広上委員、いかがでしょうか。

〔広上委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 野中委員、いかがでしょうか。

〔野中委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 最後に寺山委員、追加で何かございますか。

〔寺山委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 労使各側の基本的主張をお聞きしましたので、これから金額審議に入ります。

このまま全体場で審議してよろしいですか。それとも、個別にお話をお伺いしますか。

〔労使各側委員〕 個別でお願いします。

〔両角部会長〕 それでは、二者審議に入ります。

今年度の二者審議の進め方ですが、20 分から 30 分を一つの区切りとして、労使入れ替わり、御意見を伺いたいと思います。

もちろん、時間だけ見て御意見を途中で遮ることはありませんが、労働者代表委員と使用者代表委員の意見交換を重ねることも一つ重要なことと考えていますので、よろしくお願いします。

まず、労働者側からお話を伺いますので、使用者側はお呼びするまで、控室でお待ちください。

また、ここからは非公開となります。傍聴の方は御退出をお願いします。

(傍聴人退室)

(二者審議)

(傍聴人入室)

〔山田賃金室長補佐〕 部会長、部会再開をお願いします。

〔両角部会長〕 本日は労使各側から御主張を伺いましたが、双方の主張にはまだ隔たりがございます。しかしながら、まだ調整の余地もあるように思われますので、第3回の専門部会を開催して再度審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔両角部会長〕 それでは、次回は、明日8月8日（金）午後2時30分から、この会場で

部会を開催し、再度審議を行いたいと存じます。

本日より1時間遅い開始となりますのでお間違えのないようお越してください。

次回は全会一致で結論が得られますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

そのほかに何かありますでしょうか。なければ、本日の審議はこれで終了させていただきます。

なお、議事録確認担当委員は、私のほか、

労働者代表委員につきましては 石田委員

使用者代表委員につきましては 寺山委員

をお願いします。

以上で、本日の審議を終了します。お疲れ様でした。